



あなたをご存じですか？この制度

自立支援医療 (精神通院医療)制度

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受けると、医療費の負担が多くなることがあります。

自立支援医療制度は、精神疾患に必要な治療を続けられるように通院医療費の負担軽減を図る制度です。



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち



対象

精神疾患のため通院による継続的な治療が必要な方。



自己負担額

受給者本人の収入や世帯(※1)の所得、疾病等の状況(「重度かつ継続(※2)」に該当するか否か)に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。

所得区分	自己負担割合	1か月の自己負担上限額	
		「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
生活保護世帯	0割	① 0円	左記と同じ (認定の必要なし)
市町村民税非課税世帯(低所得層1) 本人収入額 年80万円以下 80万円超	1割	② 2,500円	
市町村民税非課税世帯(低所得層2) 本人収入額 年80万円超		③ 5,000円	
市町村民税(中間層1) 所得割3万3千円未満		④ 上限額の設定なし (医療保険の自己負担限度額)	④ 5,000円
市町村民税(中間層2) 所得割23万5千円未満			⑤ 10,000円
市町村民税(一定所得以上) 所得割23万5千円以上		⑥のみ1割	⑥ 自立支援医療対象外 (一般医療と同じ扱い)

- ※1 「世帯」とは住民票の家族ではなく、同じ健康保険に加入している家族としています。
- ※2 「重度かつ継続」の該当者とは、継続的な通院治療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方となります。該当するかどうかはその人の症状によって異なります。
- ※3 令和3年3月31日までの特例措置となります。



申請先・問合せ

お住まいの市町村まで(窓口：障害福祉の担当課)



埼玉県立精神保健福祉センター (審査担当)
埼玉県福祉部障害者福祉推進課

TEL 048-723-6802 FAX 048-723-1561
TEL 048-830-3295 FAX 048-830-4789

埼玉県ホームページでも確認できます

「トップページ」→「健康・福祉」→「障害者福祉(障害者の自立)」→「自立支援医療制度(精神通院医療)について」